

# 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告示

ページ

○指定管理者の管理業務の一部停止	(自然保護課)	一
○肥料の登録有効期間の更新	(農産園芸環境課)	一
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	(農村整備課)	二
○保安林の指定実施要件の変更の予定	(森林整備課)	二
○定置漁業権の免許	(水産業振興課)	三
○建設業許可の取消し	(事業管理課)	三
○所在地を確知できない建設業者の申出	(同)	三
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)	(契約課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)	(教育庁高校教育課)	八
○政治団体の届出		二
○政治団体の届出事項の異動届		二
○政治団体の解散届		三
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十年分)		三
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十一年分)		三
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十二年分)		三
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十三年分)		四
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十四年分)		四
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十五年分)		五

## 告示

○資金管理団体の届出	一六
○資金管理団体の指定取消しの届出	一六
○監査委員	一六
○財政的援助団体等監査結果に対する措置の公表	一八
○公安委員会	一八
○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施	一八

○宮城県告示第五百七十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第二項の規定により、次のとおり指定管理者による管理の業務の一部の停止を命じた。

平成二十四年七月十三日

宮城県知事 村井嘉浩

一 公の施設の名称

宮城県民の森

二 指定管理者の名称及び所在地

特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会

宮城県利府町神谷沢字広畑六番地四十

三 管理の業務の停止の内容

宮城県民の森の管理の業務のうち中央記念館、森林学習展示館(一号館)、森の学び舎展示棟

を一般県民の利用に供する業務の停止

四 停止の期間

平成二十四年七月一日から平成二十四年十二月二十七日まで

○宮城県告示第五百七十五号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間の更新をした。

平成二十四年七月十三日

宮城県知事 村井嘉浩

更新年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	生産業者の氏名 又は名称	生産業者の住所	有効期限
				窒素全量	りん酸全量	加里全量				
平成二十四年 四月十八日	第五二二号	副産動物質肥料	エキタン有機	六・〇			含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	大成農材株式会社	広島県広島市中区鉄砲町 七番八号	平成二十七年 六月二日
平成二十四年 五月十一日	第五一九号	混合有機質肥料	くみあい有機九 〇	九・〇	四・〇		含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	片倉チツカリン株 式会社	東京都千代田区九段北一 丁目一三番五号	平成二十七年 六月二十六日
平成二十四年 五月十一日	第五四三号	混合有機質肥料	片倉有機七一〇	七・〇	一・〇		含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	片倉チツカリン株 式会社	東京都千代田区九段北一 丁目一三番五号	平成二十七年 六月四日

○宮城県告示第五百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業中田南部地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十四年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十四年七月十九日から平成二十四年八月十六日まで

三 縦覧場所

登米市役所及び登米市中田総合支所

○宮城県告示第五百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつ

た。

平成二十四年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

刈田郡蔵王町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

刈田郡蔵王町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができると認められる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び蔵王町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第五百七十八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十条の規定により、定置漁業権を次のとおり免許した。

平成二十四年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許番号	漁業の種類、名称及び時期並びに漁場の位置及び区域	制限又は条件	存続期間	漁業権者の住所及び氏名(法人にあつては、名称)
定第12号	平成24年4月13日付け宮城県告示第356号の内容のとおり	平成24年4月13日付け宮城県告示第356号の内容のとおり	平成24年7月13日から平成25年8月31日まで	気仙沼市三日町二丁目2番15号サナイシノビル3階 田門定置網漁業生産組合
定第15号				本吉郡南三陸町歌津字四野沢61番地53 角乃漁業生産組合
定第17号				本吉郡南三陸町戸倉字波伝谷163番地3 徳至丸漁業生産組合
定第19号				本吉郡南三陸町戸倉字波伝谷163番地3 徳至丸漁業生産組合

○宮城県告示第五百七十九号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十四年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十四年七月五日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	受付年月日
株式会社アール・エー・シー 真野 孝仁	仙台市宮城野区小田原三丁目一・一	般・二十一万五千号	全部廃業 一般建設業 大工工事業	平成二十四年六月十三日
株式会社アール・エー・シー 真野 孝仁	石巻市蛇田字新埴寺八十一・三	般・二十一萬五千六百七十九号	一部廃業 一般建設業 防排水工事業	平成二十四年六月七日
株式会社あいほ伊藤 耕	加美郡加美町字矢越二百六十七・一	般・二十二萬四千九十五号	全部廃業 一般建設業 大工工事業	平成二十四年六月一日
株式会社アール・エー・シー 大沼 秀雄	仙台市宮城野区榴岡一丁目六・三十七	般・特・二十一万千二百一十四号	一部廃業 特定建設業 管工事業	平成二十四年六月六日
株式会社アール・エー・シー 大沼 秀雄	仙台市宮城野区榴岡一丁目六・三十七	般・特・二十一万千二百一十四号	一部廃業 特定建設業 管工事業	平成二十四年六月六日
株式会社あいほ伊藤 耕	加美郡加美町字矢越二百六十七・一	般・二十二萬四千九十五号	全部廃業 一般建設業 大工工事業	平成二十四年六月一日
株式会社アール・エー・シー 大沼 秀雄	仙台市宮城野区榴岡一丁目六・三十七	般・特・二十一万千二百一十四号	一部廃業 特定建設業 管工事業	平成二十四年六月六日
株式会社あいほ伊藤 耕	加美郡加美町字矢越二百六十七・一	般・二十二萬四千九十五号	全部廃業 一般建設業 大工工事業	平成二十四年六月一日
株式会社アール・エー・シー 大沼 秀雄	仙台市宮城野区榴岡一丁目六・三十七	般・特・二十一万千二百一十四号	一部廃業 特定建設業 管工事業	平成二十四年六月六日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当  
○宮城県告示第五百八十号

次の建設業者については、その営業所の所在地を確認できないので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条の二第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、建設業の許可を取り消すことがある。  
平成二十四年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 建設業者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設許可番号	建設許可の種類	建設許可年月日
株式会社ZER コーポレーション 安藤 忠司	仙台市泉区将監十丁目八番四・一〇一号	般・二十一萬八千五百四十四号	一般建設業 土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業	平成二十一年九月四日

株式会社ハウス ドクター 村松 敏滉	仙台市宮城野区岩切字 昭和西百六十五番地の 一	般、二十 一万七千 百十号	一般建設業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが プロツク工事業 内装仕上工事業	平成二十一年 三月十日
鈴木建業 鈴木 繁	多賀城市留ヶ谷三丁目 四番十一号	般、二十 一万六千 九百二十 二号	一般建設業 建築工事業	平成二十年 七月二十五日

二 申出先

宮城県土木部事業管理課建設業振興・指導班  
所在地 仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
電話 〇二一・二二一・三一一六(直通)

公 告

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年七月十三日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
東松島市大曲字堰の内南七十四番六、七十四番十三、七十五番七及び七十五番六十二(第二工区)

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
東松島市大曲字堰の内南七十五番七

奥田 正夫

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
  - 1 購入物品及び数量 FMS教育システム 一式
  - 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 納入期限 平成二十五年三月二十九日(金)
  - 4 納入場所 宮城県石巻工業高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。  
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図

り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十四年八月二日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇・八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県出納局契約課物品班（担当 佐々木 直美 電話〇二二・二二一・三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、

平成二十四年八月二日（木）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年七月三十一日（火）から平成二十四年八月八日（水）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年八月八日（水）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十四年八月十四日（火）午前九時から平成二十四年八月二十二日（水）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十四年八月二十二日（水）午後五時  
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十四年八月二十三日（木）午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第三号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札

に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 この契約は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第八号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十一年宮城県条例第十八号)第三条の規定に該当する場合には、宮城県議会の議決を得たときに契約が成立するため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Flexible Manufacturing System educational system-1 set

2 Deadline for Delivery : Friday, March 29, 2013

3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Ishinomaki Technical High School

4 Deadline for Bid : Wednesday, August 22, 2012, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Naomi Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan TEL : 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年七月十三日

一 入札に付する事項

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 購入物品及び数量 モニタリングステーション 十式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成二十五年二月二十八日(木)

4 納入場所 石巻市稲井公民館 ほか九箇所

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員

による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）  
第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経  
営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図  
り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下  
「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関  
わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係  
者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以  
下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人  
等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、  
又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有  
していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取  
引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望す  
る者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城  
県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇  
二二・二二一・三三三五）へ平成二十四年八月二日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては  
認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供さ  
れるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続き  
の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における  
相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより  
あらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並び

に問い合わせ先

千九八〇・八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 佐々木 直美 電話〇二二・二二一・三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、  
平成二十四年八月二日（木）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者  
は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年七月三十一日（火）から平成二十四年八月  
八日（水）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けな  
ければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明  
書に定めるところにより平成二十四年八月八日（水）までの間に必要書類を作成の上、提出し、  
参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合  
は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十四年八月十四日（火）午前九時から平成二十四年八月二十二日（水）午  
後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十四年八月二十二日（水）午後五時  
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出するこ  
と。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとす  
る。

6 開札の日時及び場所

平成二十四年八月二十三日（木）午前十時十分 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができる者 二に定める資格を有しない者  
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 この契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第八号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第十八号）第三条の規定に該当する場合には、宮城県議会の議決を得たときに契約が成立するため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Monitoring Station-10 sets
- 2 Deadline for Delivery : Thursday, February 28, 2013
- 3 Place of Delivery : Ishinomaki-shi Inai Community Center and other 9 locations
- 4 Deadline for Bid : Wednesday, August 22, 2012, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person : Naomi Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan TEL : 022-211-3333
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 五組
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による
- 3 貸借借期間

(一) 宮城県志津川高等学校、宮城県工業高等学校、宮城県石巻商業高等学校、宮城県田尻さくら高等学校

平成二十四年十月一日から平成二十九年九月三十日まで

(二) 宮城県黒川高等学校

平成二十四年十二月一日から平成二十九年十一月三十日まで

4 設置場所 宮城県志津川高等学校、宮城県工業高等学校、宮城県石巻商業高等学校、宮城県田尻さくら高等学校、宮城県黒川高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合には、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づいて更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合には、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。  
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしている)と認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用したりしていると認められるとき。

8 当該業務に類似する業務を相当数実施した実績を有すること。

9 保守及び修理体制が整備されていること。

10 入札に参加を希望する者は、8及び9に掲げる事項を証する書類を平成二十四年八月六日(月)正午までに三の2に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関する説明を求められた場合は、これに心しなければならぬ。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入

札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十四年七月三十日(月)午後五時までに提出すること。

三 入札書の作成及び提出場所等  
1 入札書の作成 入札書は納入しようとする設置場所ごとに作成すること。

2 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒九八〇・八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号  
宮城県教育庁高校教育課管理運営班(担当 堀江 聡 電話〇二二・二二一・三六三三)

3 入札説明書及び仕様書の交付期限 平成二十四年七月三十日(月)正午まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十四年七月二十七日(金)正午まで2あて申し出ること。

4 入札書の提出期限 入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十四年八月二十二日(水)午後五時までに、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて2あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所  
(一) 宮城県志津川高等学校設置分 平成二十四年八月二十三日(木)午前九時十分 宮城県庁六階六一一会議室

(二) 宮城県工業高等学校設置分 平成二十四年八月二十三日(木)午前九時四十分 宮城県庁六階六一一会議室

(三) 宮城県石巻商業高等学校設置分 平成二十四年八月二十三日(木)午前十時十分 宮城県庁六階六一一会議室

(四) 宮城県田尻さくら高等学校設置分 平成二十四年八月二十三日(木)午前十時四十分 宮城県庁六階六一一会議室

(五) 宮城県黒川高等学校設置分 平成二十四年八月二十三日(木)午前十一時十分 宮城県庁六階六一一会議室

四 入札に参加することができない者  
1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

<p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第一条の規定による。</p> <p>3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。</p> <p>4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。</p> <p>5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に契約期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加えた金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>6 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無</p> <p>8 契約書作成の要否 要</p> <p>9 詳細は入札説明書による。</p> <p>六 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Item／Services to be Procured : Lease of electronic computer systems for educational use in Miyagi Prefectural High School-5 sets</p> <p>2 Duration of Contract :</p> <p>(1) Shizugawa Senior High School, Technical Senior High School, Ishinomaki Commercial Senior High School, Tajiri Sakura Senior High School October 1, 2012 to September 30, 2017</p> <p>(2) Kurokawa Senior High School December 1, 2012 to November 30, 2017</p> <p>3 Location :</p> <p>(1) Shizugawa Senior High School, Minami Sanriku Town, Miyagi Prefecture</p> <p>(2) Technical Senior High School, Sendai City, Miyagi Prefecture</p> <p>(3) Ishinomaki Commercial Senior High School, Ishinomaki City, Miyagi Prefecture</p> <p>(4) Tajiri Sakura Senior High School, Osaki City, Miyagi Prefecture</p> <p>(5) Kurokawa Senior High School, Taiwa Town, Miyagi Prefecture</p>	
<p>4 Deadline for Bid : August 22, 2012, 5 : 00 p.m.</p> <p>5 Contact Person : Akira Horie, Chief Administrative Staff, Upper Secondary Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 JAPAN, Tel.: 022-211-3623</p> <p>6 Language and Currency Used in Contact Procedures : Japanese and Japanese yen only</p> <p>○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。 平成二十四年七月十三日</p> <p>一 入札に付する事項</p> <p>1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校教育用コンピューター機器賃借 一式</p> <p>2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>3 賃貸借期間 平成二十四年十月一日から平成二十九年九月三十日まで</p> <p>4 設置場所 宮城県中新田高等学校、宮城県仙台北西高等学校、宮城県気仙沼西高等学校 以上三校</p> <p>二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。</p> <p>2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。</p> <p>3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。</p> <p>4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。</p> <p>5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを除く。）であること。ただし、同法に基づく</p>	

更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)(第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第一条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)(暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしているとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用したりしていると認められるとき。

8 当該業務に類似する業務を相当数実施した実績を有すること。

9 保守及び修理体制が整備されていること。  
10 入札に参加を希望する者は、8及び9に掲げる事項を証する書類を平成二十四年八月六日(月)正午までに三の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し

説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十四年七月三十日(月)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
千九八〇・八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

2 入札説明書及び仕様書の交付期限 平成二十四年七月三十日(月)正午まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十四年七月二十七日(金)正午までに1あて申し出ること。

3 入札書の提出期限 入札書を持参する場合は、4の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十四年八月二十二日(水)午後五時までに、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

4 開札の日時及び場所 平成二十四年八月二十三日(木)午前十一時四十分  
宮城県庁六階六一会議室

四 入札に参加することができない者  
1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他  
1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に契約期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する

<p>(一) 政党の支部</p> <p>宮城選挙管理委員会 委員長 菊 地 光 輝</p> <p>平成二十四年七月十三日</p>	<p>額を加えた金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>6 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするこの有無 無</p> <p>8 契約書作成の要否 要</p> <p>9 詳細は入札説明書による。</p> <p>六 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Item/Services to be Procured : Lease of computers for educational use in Miyagi Prefectural High Schools-1 set</p> <p>2 Duration of Contract : October 1, 2012 to September 30, 2017</p> <p>3 Location :</p> <p>(1) Nakanida Senior High School, Kami Town, Miyagi Prefecture</p> <p>(2) Sendai Nishi Senior High School, Sendai City, Miyagi Prefecture</p> <p>(3) Kesenuma Nishi Senior High School, Kesenuma City, Miyagi Prefecture</p> <p>4 Deadline for Bid : August 22, 2012, 5 : 00 p.m.</p> <p>5 Contact Person : Akira Horie, Chief Administrative Staff, Upper Secondary Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 JAPAN, Tel.: 022-211-3623</p> <p>6 Language and Currency Used in Contact Procedures : Japanese and Japanese yen only</p> <p style="text-align: center;"><b>選挙管理委員会</b></p> <p>○宮選管告示第七十七号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があつた。</p>
<p>(一) 政党の支部</p> <p>宮城選挙管理委員会 委員長 菊 地 光 輝</p> <p>平成二十四年七月十三日</p>	<p>(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部</p> <p>政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部</p> <p>みんなの党仙台市議会第6支部 小野寺淳一 田端 望未 仙台市宮城野区福室二・八・一一 平成二十四年六月十三日</p> <p>(ロ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部</p> <p>政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 公職の種類 一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部</p> <p>たちあがれ日 本宮城県第二選挙区支部 中野 正志 中野 豊 仙台市泉区 衆議院議員 南光台東一・二・二六 平成二十四年六月二十九日</p> <p>(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）</p> <p>(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体</p> <p>政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日</p> <p>小野寺淳一後援会 小野寺淳一 田端 望未 仙台市宮城野区福室二・八・一一 平成二十四年六月二十六日</p> <p>佐藤正昭連合後援会 佐藤 昭男 佐藤 節子 仙台市若林区遠見塚二・二七・一 平成二十四年六月十五日</p> <p>フォーラム22 佐藤 正昭 佐藤 節子 仙台市若林区遠見塚二・二七・一 平成二十四年六月十五日</p> <p>(ロ) 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体</p> <p>政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 公職の種類 届出年月日</p> <p>大久保三代連 合後援会 渥美 巖 遠藤 利信 石巻市門脇字 二番谷地一三・一五四 大久保三代 衆議院議員 平成二十四年六月十五日</p> <p>○宮選管告示第七十八号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があつた。</p> <p>平成二十四年七月十三日</p> <p style="text-align: center;">宮城選挙管理委員会 委員長 菊 地 光 輝</p>
<p>(一) 政党の支部</p> <p>宮城選挙管理委員会 委員長 菊 地 光 輝</p> <p>平成二十四年七月十三日</p>	<p>(一) 政党の支部</p> <p>宮城選挙管理委員会 委員長 菊 地 光 輝</p> <p>平成二十四年七月十三日</p>

自由民主党丸森町支部	代表者 氏名	加藤 宗郎	寺島 英毅	平成二十四年 六月六日
自由民主党宮城県小売 酒販支部	代表者 氏名	内田 博美	鈴木 康雄	平成二十四年 六月十三日
	会計責任者 の氏名	内田 博美	鈴木 康雄	

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日

角田市医師連盟の会	主たる事務 所の所在地	角田市角田字町二四 三	角田市角田字町二〇 六	平成二十四年 六月二十二日
-----------	----------------	----------------	----------------	------------------

これからも名取の会	代表者 氏名	今野 義正	菅野 仁	平成二十四年 六月五日
-----------	-----------	-------	------	----------------

全国小売酒販政治連盟 宮城県支部	代表者 氏名	内田 博美	鈴木 康雄	平成二十四年 六月十三日
	会計責任者 の氏名	内田 博美	鈴木 康雄	

宮城県商工政治連盟七 ヶ宿支部	代表者 氏名	大津 好子	小笠原憲雄	平成二十四年 六月二十六日
--------------------	-----------	-------	-------	------------------

宮城県商工政治連盟東 松島支部	主たる事務 所の所在地	東松島市大曲字寺沼 三・五	東松島市矢本字栄町 九	平成二十四年 六月二十日
--------------------	----------------	------------------	----------------	-----------------

宮城県隊友政治連盟	代表者 氏名	橋本 孝一	千葉 三男	平成二十四年 六月十五日
-----------	-----------	-------	-------	-----------------

宮城県道路運送経営研 究会	代表者 氏名	須藤 弘三	倉茂 周典	平成二十四年 六月二十六日
------------------	-----------	-------	-------	------------------

○宮選管告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治  
団体が解散した旨届出があった。  
平成二十四年七月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

氏家英人「はさま三九会」	氏家 英人	平成二十四年六月十一日
佐藤正昭連合後援会	佐藤 昭男	平成二十四年六月九日
高橋満郎後援会	杉本 仁	平成二十四年三月二十六日
フォーラム22	佐藤 正昭	平成二十四年六月九日
ゆさひさかず後援会	遊佐 久和	平成二十四年六月七日

○宮選管告示第八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平  
成二十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと  
り公表する。  
平成二十四年七月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

氏家英人「はさま三九会」	報告年月日	24. 6. 11（24. 6. 11解散）
--------------	-------	------------------------

1 収入総額	206,800
--------	---------

前年繰越額	36,800
-------	--------

本年収入額	170,000
-------	---------

2 支出総額	107,210
--------	---------

3 本年収入の内訳	170,000
-----------	---------

個人の党費・会費	(15人)
----------	-------

4 支出の内訳	170,000
---------	---------

総務総費	59,210
------	--------

備品・消耗品費	39,690
---------	--------

事務所費	19,520
------	--------

政治活動費	48,000
-------	--------

機関紙誌の発行その他の事業費	48,000
----------------	--------

機関紙誌の発行事業費	48,000
------------	--------

○宮選管告示第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平

成二十一年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その職目を次のとおり公表する。

平成二十四年七月十三日

宮城県選挙管理委員会

宮 城 県 地 光 豊

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(その他の政治団体)

氏家英人「はさま三九会」

報告年月日 24. 6. 11 (24. 6. 11解散)

1 収入総額 146,090

前年繰越額 99,590

本年収入額 46,500

2 支出総額 129,160

3 本年収入の内訳 (9人)

4 支出の内訳 46,500

経常経費 81,160

備品・消耗品費 49,870

事務所費 31,290

政治活動費 48,000

機関紙誌の発行その他の事業費 48,000

機関紙誌の発行事業費 48,000

○宮城県選挙区第八十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その職目を次のとおり公表する。

平成二十四年七月十三日

宮城県選挙管理委員会

宮 城 県 地 光 豊

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(資金管理団体)

フオーラム22

資金管理団体の届出をした者の氏名 佐藤 正昭

資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員

報告年月日 24. 6. 21 (24. 6. 9解散)

1 収入総額 1,050,000

本年収入額 1,050,000

2 支出総額 1,050,000

3 本年収入の内訳

寄附 1,050,000

政治団体分 1,050,000

4 支出の内訳 1,050,000

政治活動費 1,050,000

5 寄附の内訳 1,050,000

(政治団体分)

自由民主党仙台市区支部連合会 1,050,000 仙台市青葉区

(その他の政治団体)

氏家英人「はさま三九会」

報告年月日 24. 6. 11 (24. 6. 11解散)

1 収入総額 16,930

前年繰越額 16,930

2 支出総額 0

佐藤正昭連合後援会

報告年月日 24. 6. 21 (24. 6. 9解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

ゆさひさかず後援会

報告年月日 24. 6. 7 (24. 6. 7解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮城県選挙区第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

片道二十回廿四日十三回

仙台市議会議員 佐藤 正昭

仙台市議会議員 高橋 満郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（資金管理団体）

フオーラム22

資金管理団体の届出をした者の氏名 佐藤 正昭

資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員

報告年月日 24. 6. 21（24. 6. 9 解散）

1 収入総額

2 支出総額

（その他の政治団体）

氏家英人「はさま三九会」

報告年月日 24. 6. 11（24. 6. 11 解散）

1 収入総額

前年繰越額

2 支出総額

佐藤正昭連合後援会

報告年月日 24. 6. 21（24. 6. 9 解散）

1 収入総額

2 支出総額

高橋満郎後援会

報告年月日 24. 3. 26（24. 3. 26 解散）

1 収入総額

本年収入額

2 支出総額

3 本年収入の内訳

寄附

個人分

129,205

4 支出の内訳

経常経費

64,000

備品・消耗品費

64,000

政治活動費

65,205

機関紙誌の発行その他の事業費

65,205

宣伝事業費

65,205

5 寄附の内訳

（個人分）

高橋 満郎

129,205 黒川郡富谷町

ゆさひさかず後援会

報告年月日 24. 4. 20（24. 6. 7 解散）

1 収入総額

2 支出総額

○仙台選挙区長選挙十回中

選挙区長選挙中（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次の

とおり公表する。

片道二十回廿四日十三回

片道二十回廿四日十三回

仙台市議会議員 佐藤 正昭

仙台市議会議員 高橋 満郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（資金管理団体）

フオーラム22

資金管理団体の届出をした者の氏名 佐藤 正昭

資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員

報告年月日 24. 6. 21（24. 6. 9 解散）

1 収入総額

2 支出総額

（その他の政治団体）

氏家英人「はさま三九会」

報告年月日 24. 6. 11 (24. 6. 11解散)	1 収入総額	16,930	委員長 菊 地 光 輝
前年繰越額	2 支出総額	16,930	
佐藤正昭連合後援会	収入総額	0	
報告年月日 24. 6. 21 (24. 6. 9解散)	支出総額	0	
高橋満昭後援会	報告年月日 24. 3. 26 (24. 3. 26解散)	0	
収入総額	1 収入総額	0	
支出総額	2 支出総額	0	
ゆさひさかず後援会	報告年月日 24. 6. 7 (24. 6. 7解散)	0	
収入総額	1 収入総額	0	
支出総額	2 支出総額	0	
○宮城県告示第八十五号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。			
平成二十四年七月十三日			
宮城県選挙管理委員会 委員長 菊 地 光 輝			
資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地
佐藤 正昭	仙台市議会議員	フォーラム22	仙台市若林区遠見塚二・二七・一
佐藤 正昭			佐藤 正昭
			平成二十四年六月十五日
○宮城県告示第八十六号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した届出があった。			
平成二十四年七月十三日			
宮城県選挙管理委員会			

<p>(一) 法第十九条第三項第一号に定める届出</p> <p>資金管理団体の指定の届出を消した者の氏名</p> <p>公職の種類</p> <p>資金管理団体の名称</p> <p>主たる事務所の所在地</p> <p>代表者の氏名</p> <p>届出年月日</p> <p>佐藤 正昭 仙台市議会議員 フォーラム22</p> <p>仙台市若林区遠見塚二・二七・一</p> <p>佐藤 正昭 平成二十四年六月九日</p>	<p>委員長 菊 地 光 輝</p>
<p>○宮城県監査委員告示第6号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。</p> <p>平成24年7月13日</p>	<p>宮城県監査委員 安 藤 俊 威</p> <p>宮城県監査委員 菅 間 進</p> <p>宮城県監査委員 宮城 勘左衛門</p> <p>宮城県監査委員 工 藤 鏡 子</p> <p>記</p>
<p>1 監査委員の報告日 平成24年3月26日</p> <p>2 通知のあった日 平成24年5月22日</p> <p>3 監査委員の報告内容及び措置の内容</p> <p>(1) 団体名 株式会社テクノプラザみやぎ</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>多額の欠損金があることから、引き続き解消に努める必要がある。</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>特許支援事業の受託で営業収入が増加し、単年度黒字は維持できる見込みであるが、今後とも事業の継続及び入居率の維持・向上を図ることで、増収を目指すとともに、一般管理費の圧縮などを継続し、単年度黒字を維持するよう健全経営に向けた指導を行っていく。併せて団体</p>	<p>監査委員</p>

が策定した「第2次中期事業計画」が達成できるよう指導する。

(2) 団体名 社団法人宮城県農業公社

イ 監査委員の報告の内容

- (イ) 正味財産が出資金を下回っていると認められたので、経営改善を進める必要がある。
- (ロ) 農地保有合理化関連事業において、未収金縮減に努力しているものの、なお多額の延滞未収金が認められたので、引き続き収納促進に努める必要がある。

- (ハ) 退職給付引当金及び売買損失引当金の計上不足が認められたので、改善する必要がある。
- 措置の内容

- (イ) 平成21年8月に策定した「社団法人宮城県農業公社改革プラン」に基づき、「適確な収支見通しに基づき経営安定に向けた対応」、「牧場事業の立て直し」等、7つの改革項目に農業公社が主体的に取り組み、健全な経営体質を目指すこととし、これに対して県は経営合理化を促進するための支援措置を講じた。

- (ロ) 必要に応じて法的手段への移行等を検討しながら、全額回収に向けた取組を継続するよう指導した。

- (ハ) 経営改善を進めながら、所要の引当金を計上できるよう農業公社の経営合理化を促進するための支援措置を講じた。

(3) 団体名 社団法人みやぎ原種苗センター

イ 監査委員の報告の内容

職員による領収書不正発行が認められたので、今後再発しないよう対策を講じる必要がある。

ロ 措置の内容

県へ報告がなされた段階で、原因究明及び再発防止策を検討するよう指導し、その結果、団体が再発防止策を講じ取り組んでいることを確認した。

(4) 団体名 財団法人仙台台湾漁業振興基金

イ 監査委員の報告の内容

役員の任期満了に伴う選任手続において、不適切な取扱いが認められたので、改善する必要がある。

ロ 措置の内容

平成24年3月22日の理事会において、指摘のあった任期満了に伴う役員の改選手続をとっていることを確認し、引き続き役員を選任手続きを適切に実施するよう指導した。

(5) 団体名 塩釜港開港株式会社

イ 監査委員の報告の内容

- (イ) 長期未収金が認められたので、改善する必要がある。

- (ロ) 欠損金の解消に引き続き努める必要がある。

ロ 措置の内容

- (イ) 東日本大震災で甚大な被害を受け、通常営業を行えない状況であったが、長期未収金については引き続き未収・滞納テナントの債権回収に努め、未収・滞納常習の不良テナントの排除も考慮し、良質のテナント誘致を進めるよう指導してきた結果、第19期前期(平成23年10月1日～平成24年3月31日)で第18期と比較し1,484千円減となっている。

- (ロ) 管理経費の削減や未収家賃の徴収整理について、具体的状況を確認するとともに、計画的かつ抜本的な経営改善について必要な指導を行った。

上述のとおり復旧作業完了までは従前のような賃料収入を見込むことはできず短期での欠損金の解消は困難であるが、早期の単年度黒字化と経営改善の更なる推進を塩竈市とともに指導した。

なお、第19期後半(平成24年4月1日～平成24年9月30日)には黒字に転じ、その後も単年度黒字が達成される見込みである。

(6) 団体名 宮城県住宅供給公社

イ 監査委員の報告の内容

毎年度当期純損失を計上するなど、厳しい経営状況が続き、平成22年度には住宅宅地分譲事業積立金(特定目的積立金)が枯渇する事態に陥っていることから、抜本的な経営改善が必要である。

ロ 措置の内容

団体の損失計上の主な要因は、分譲事業に係る保有土地の評価損、分譲宅地開発に係る借入金の支払利息、租税負担などである。

団体においては、分譲宅地開発に係る借入金の抜本的処理を図ることを目的に、平成24年4月13日に仙台簡易裁判所に特定調停の申立てを行ったところであり、今後、金融機関等関係者と借入金の返済方法等について協議を行うこととしている。

また、県は金融機関との間で、分譲宅地開発に係る借入金について損失補償契約を締結している。

県では、特定調停手続を通じて、公社の経営を圧迫している分譲宅地開発に係る借入金の処理が進められるとともに、県営住宅等の公的住宅管理事業をはじめとした事業が今後も円滑に継続されつつ経営の健全化が図られるよう、損失補償契約の取扱いについても、特定調停を通じて関係者と協議し決定していくこととする。

# 公安委員会

○宮城県公安委員会告示第102号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成24年7月13日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

## 1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員と資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で平成23年、24年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者	平成24年8月22日から 平成24年10月31日まで	仙台市泉区市名坂字 高倉65番地 宮城県運転免許センター
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

## 2 資格審査申請手続

### (1) 受付期間

平成24年7月13日（金）から平成24年8月21日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

### (2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地  
宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

### (3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間  
平成24年7月13日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで  
イ 配布場所  
宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

### 3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせること。  
問い合わせ先の電話番号 022 - 373 - 3601（内線221・222）